

加古川市感染症対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」という。）第6条に規定する感染症のまん延防止及び防疫に関する事項等について協議するため、加古川市感染症対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 本部は次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 感染症のまん延防止及び防疫に関すること。
- (2) 市民啓発に関すること。
- (3) 関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他本部長が必要と認めること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、防災監をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を総括する。
- 4 副本部長は、健康医療部長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、防災部長、企画部長、総務部長、市民協働部長、産業経済部長、環境部長、福祉部長、こども部長、上下水道局長、消防長及び教育総務部長をもって充てる。

(本部の設置)

第4条 本部長は、感染症の発生状況等により必要と認める場合に本部を設置する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外のものに会議への出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 本部に、専門の事項を調査させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、本部長が指名する者をもって組織する。

(本部の廃止)

第7条 本部長は、感染症のまん延等のおそれがなくなったと認められたときは、本部を廃止する。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、健康医療部地域医療課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。